

一般社団法人日本機械設備共済会

定 款

一般社団法人日本機械設備共済会 定款

第1章 総則

第1条 (名称)

当法人は、一般社団法人日本機械設備共済会と称する。

第2条 (主たる事務所)

当法人は、主たる事務所を愛知県一宮市に置く。

第3条 (目的)

当法人は、協同互助の精神に基づき、機械設備の的確な維持・管理を支援し、もって経済・産業の発展に寄与することを目的とする。その目的に資するために、次の業務を行う。

- 1) 機械設備の維持・管理方法の提案事業。
- 2) 機械設備の万が一の修繕に備える事業。
- 3) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業。

第4条 (従たる事務所)

当法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを、変更又は廃止する場合も同様とする。

第5条 (公告)

当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

第6条 (入社)

当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには当法人所定の様式による申込をし、代表理事の承認を得るものとする。

第7条 (社員の資格喪失)

社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1) 退社したとき。
- 2) 成年被後見人又は被補佐人になったとき。
- 3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- 4) 除名されたとき。
- 5) 総社員の同意があったとき。

第8条 (退社)

社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

第9条 (除名)

当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

第10条 (社員名簿)

当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

第11条 (社員総会)

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

第12条（開催地）

社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

第13条（招集）

社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

第14条（議決の方法）

社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

第15条（議決権）

各社員は、各1個の議決権を有する。

第16条（議長）

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

第17条（議事録）

社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

第18条（員数）

当法人に次の役員を置く。

- 1) 理事 2名以上
- 2) 監事 1名以上

第19条（選任等）

理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

第20条（任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

第21条（代表理事の選定及び職務権限）

当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し当法人の業務を統括する。

第22条（監事の職務権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

第23条（役員の報酬等）

役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第24条（取引の制限）

理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- 2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- 3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその

理事との利益が相反する取引

第25条（責任の一部免除）

当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 基金

第26条（基金の拠出）

当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

第27条（基金の募集）

基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事が決定するものとする。

第28条（基金の拠出者の権利）

拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

第29条（基金の返還の手続）

基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第6章 計算

第30条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第31条（事業計画及び収支予算）

当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第7章 解散による残余財産の処分

第32条（解散による残余財産の処分）

当法人の解散に伴う残余財産の処分は、当法人と類似の目的を持つ公益法人または国もしくは地方公共団体に寄附するものとする。

第8章 附則

第33条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

第34条（設立時の理事、代表理事及び監事）

当法人の設立時の理事3名、代表理事1名及び監事1名。

第35条（法令準拠）

この定款に定めない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

第36条（剰余金の分配）

当法人は、剰余金の分配を行わないものとする。